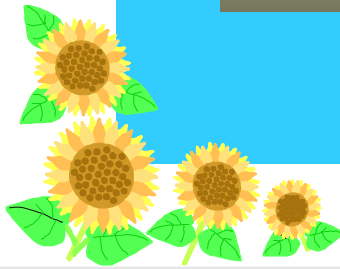


Can Do

“可能性への挑戦”

第8号
第8号

金田会計事務所通信



ダイジニスベキモノトハ・・・

参議院選挙の自民党の大敗は、税務行政にも大きく影響してくるものと見られています。おそらく、来年度以降の消費税率のアップはひとまずなくなり、民主党の主張する配偶者控除や扶養控除等の見直しなどが論議されるという予想ですが、どうなるかは仕事柄気になるところです。

安倍総理自身の問題よりも過去の年金行政や世間を顧みない相次ぐ閣僚の不祥事が大敗の大きな原因とされていますが、政治不信を引き起こしたリーダーとしての責任は免れないのは確かです。ただ、自分の行動が他にどのような影響を与えるかを考えない人が増えていることが心配です。

最近どうしても許しがたい話が聞こえて気分が悪くなっています。同業者でのある従業員の不正の話で、信じられない違法な行為を行っているということの内部告発の内容です。経営陣以外の社員全員が知っているにも係わらず、いまだに放置されていると平然と話をするその人間にも何故上司に話さないのか理解できず腹立たしく感じます。このようなことは世間一般よくあることだと言われるかも知れませんが、決して許されることではありません。自分の好きな仕事が汚されている気がして、非常に残念です。自分だけが儲けるだとか、相手を出し抜くのが自由競争だといい、業界や世の中の発展と向上に少しも気に掛けない現在の風潮と責任者の不在に対しての答えが今回の参議院選挙の結果でもあったのではと考えています。

かつて先輩の税理士から一つの教訓を受けたことがあります。ある大手の企業で違法でないとしても不当な行為をあたりまえのように強制させられる状況が生じたとき、担当者として困惑する私に対し、その先輩は大得意先ではあったとしても毅然と拒み、解約することを勧めました。そのままの付き合い方を進めれば仕事の尊厳もなく、ただお金のために仕事をしていることになったはずです。結局は事務所に解約の希望を出し、お付き合いをやめさせて頂きました。**税理士としてのプライド(尊厳)を大事にしたのです。**

仕事でも何でもお互いに尊敬し合う関係でなければ味気ないものになってしまいます。ある経営者の話で損にはならなかったが、多くの商品在庫を見て寂しい気持ちになったことを聞きましたが、本当によくわかります。自分の仕事や商品に誇りを持てることがどれほど幸せでしょうか。

仕事とは自分の持てる知識や力を総動員して、物事に取り組むとともに、おのれと業界の品位を高め、さらなる能力の向上に努力することであり、これらは特に今の時代大事にしなければならないものだと思います。

税理士 金田 康良

2007年8月

個人と法人の究極の選択

税務相談の中で、個人で事業をやっていくのか、法人を設立して事業を行うかの相談がよくあります。これも「会社法」が微妙に影響しているためしっかりと検討しなければならない問題です。今回は個人事業主と法人の比較をし、一般的に有利、不利と言われる内容検討していきます。

【法人のメリット】



① 事業所得(累進課税:税率 10%~50%)と法人税(40%)

個人事業主では所得が 1,800 万円を超えると所得税・住民税(最高税率 50%) + 事業税(290 万円控除後 5%の税率)が掛かりますが、法人は法人税等の実効税率は 40%とされています。所得が低いと個人事業主の方が有利かもしれません。

② 家族給与による所得の分散及び給与所得の給与所得控除額の利用

家族従業員又は役員への給与支給により法人所得は減少します。

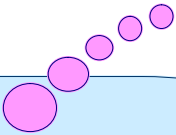
また、事業所得から給与所得に代わることにより給与所得控除額が利用でき、さらに個人の所得が減少します。

③ 資本金 1,000 万円未満の新設法人は消費税が 2 事業期間免税

この場合、個人事業主が法人成りすることにより、新たに 2 事業年度消費税の納税が免除されます。

④ 保険商品による一部経費計上

個人だと生命保険料控除が最大 10 万円までであるのに対して、役員及び従業員のための保険契約のうち支払保険料が損金となるものがあります。



⑤ 青色欠損金の繰越控除が3年から7年に

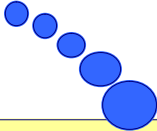
青色申告者の赤字を翌年以降に繰り越せる青色欠損金は個人事業主だと3年までですが、法人だと7年まで繰り越せます

⑥ 退職金の支給

個人事業主はもらえない退職金が法人の役員になることにより支給が可能となります。(ただし、個人事業主でも小規模企業共済の制度はあります。)



【法人のデメリット】



① 社会保険の強制加入

法人は社会保険の適用事業所となり、社会保険料の負担が増えることとなります。(個人事業主は従業員数5人以上になれば強制適用)

② 交際費の損金制限

法人の支出する交際費のうち、1割部分は損金不算入(税務上の経費と認められない)となり、400万円を超えた分については全額損金不算入となります。(資本金1億円超の法人は全額損金不算入)

③ 同族会社の損金不算入制度

株式の所有で90%以上かつ、役員の50%超を同族が占める法人では業務主宰役員(社長)の給与のうち給与所得控除額部分が損金不算入となります。(ただし、社長の給与と法人の所得の合計額が1,600万円以下であれば適用除外となります。)

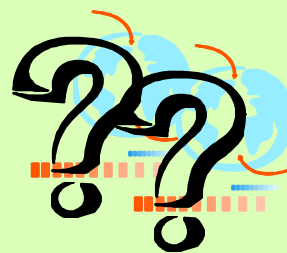
④ 帳簿記帳の義務

小規模の個人事業主の場合(いわゆる白色申告者)と違い、正確な帳簿の記帳・保存が求められるようになります。

以上が主に考えられるものですが、個別のケースにより検討することが大事です。



【Q&A】



① 法人成りにより税金は下がる？

一概にはいえませんが、ケースによれば、消費税を考慮しなくても、200万円程度納税が減ったものもあります。必ず個々に算定する必要があります。

② 法人だと税務調査が厳しくなる？

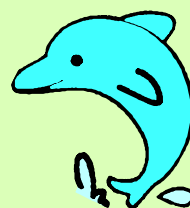
個人事業だと調査が甘いと言われているようですが、実際はある程度の規模になると、個人も法人もほとんど関係ありません。



③ 同族法人で社員旅行をした場合、経費にできる？

社員旅行については、福利厚生の一環として行われ、3泊4日以内で従業員の半数以上が参加し、費用が社会通念上相当なものであれば法人の経費とすることができます。しかし、同族のみでの社員旅行は家族旅行とみなされ、損金経理できません。同族のみの法人であれば、他にも経費の支出が家事費として認められない場合がありますので注意してください。

当事務所は8月13日(月)～8月15日(水)迄
夏期休暇とさせていただきます。



金田会計事務所

〒541-0052

大阪市中央区安土町3丁目4番5号

本丸田ビル3階（1階阪急そば）

TEL(06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : kanedakaikei@peace.ocn.ne.jp

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として
税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動への
サポートを行っています。お気軽にご相談下さい。

